

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 9日

奈良県知事 殿

提出者

住 所 奈良県橿原市四条町840番地

氏 名 公立大学法人 奈良県立医科大学

理事長 細井 裕司

電話番号 0744-22-3051

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項及び奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱第5の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

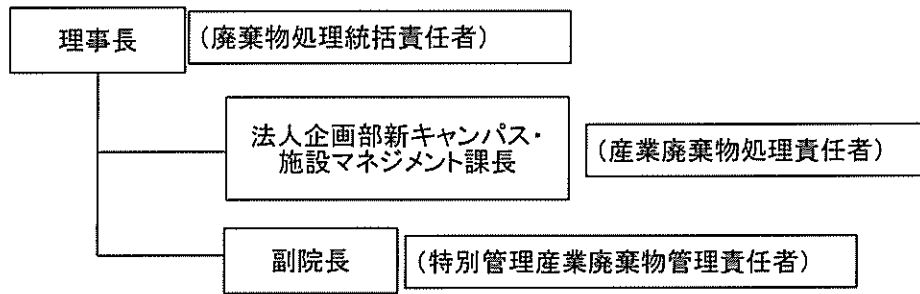
事業場の名称	公立大学法人 奈良県立医科大学
事業場の所在地	奈良県橿原市四条町840番地
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	992床
③ 従業員数	1968人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(感染性廃棄物) ・ 鋭利物はプラスチック容器に、非鋭利物はプラスチック袋に収集し、段ボール箱に梱包し保管 (その他廃試薬等) ・ 汚泥、廃油、廃アルカリ等 → 性状に応じ中間処理業者に委託し、中和等を行った後埋立処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度 (令和3 年度) 実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	1 感染性廃棄物	2 特廃油
	排 出 量	2592.052 t	2.611 t
	特別管理産業廃棄物の種類	3 pH12.5以上の廃アルカリ	4 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物
	排 出 量	0.036 t	0.3 t
	特別管理産業廃棄物の種類	5 廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	6 汚泥
	排 出 量	0.0482 t	11.27 t
(これまでに実施した取組) 形状・性質に応じた適切な処理に努めている。			
		【目標】	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	1 感染性廃棄物	2 特廃油
	排 出 量	2592 t	2 t
	特別管理産業廃棄物の種類	3 pH12.5以上の廃アルカリ	4 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物
	排 出 量	0.03 t	0.3 t
	特別管理産業廃棄物の種類	5 廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	6 汚泥
	排 出 量	0.04 t	11 t
(今後実施する予定の取組)			

	再利用率可能な廃棄物は、業者選択に際し考慮していく。
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物については鋭利物はプラスチック容器に、非鋭利物はプラスチック袋に収集し、段ボール箱に梱包保管、その後委託処理。廃試薬等については、性状に応じて委託処理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 実施の予定なし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	1 感染性廃棄物	2 特廃油	
	全処理委託量	2592.052 t	2.611 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	2592.052 t	2.611 t	
	再生利用業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
	特別管理産業廃棄物の種類	3 pH12.5以上の廃アルカリ	4 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	
	全処理委託量	0.036 t	0.3 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.036 t	0.3 t	
	再生利用業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	

	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	5 廃アルカリ (基準値を超える有害物質を含むもの)	6 汚泥
	全処理委託量	0.0482 t	11.27 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0482 t	11.27 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>感染性産業廃棄物の委託について、年1回の実施確認を実施し、適正に処分されていることを確認した。</p>		

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	1 感染性廃棄物	2 特廃油		
	全 処 理 委 託 量	2592	t	2	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2592	t	2	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		t		t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		t		t
	特別管理産業廃棄物の種類	3 pH12.5以上の廃アルカリ	4 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物		
	全 処 理 委 託 量	0.03	t	0.3	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.03	t	0.3	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		t		t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		t		t
	特別管理産業廃棄物の種類	5 廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	6 汚泥		
	全 処 理 委 託 量	0.04	t	11	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.04	t	11	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		t		t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		t		t
	(今後実施する予定の取組)				

	<p>再利用可能な廃棄物は、事業選択に際し考慮していく。また、感染性産業廃棄物の委託については、例年通り実施確認を実施し、適正に処理されているか確認する。</p>	
<p>電子情報処理組織の使用に関する事項</p>	<p>【前年度（令和3年度）実績】</p>	
	<p>特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>t</p>
<p>※事務処理欄</p>	<p>(今後実施する予定の取組等) 令和2年度からJWNETへ加入済み。</p>	